

令和 8 年度中小企業者の官公需の受注機会の確保・増大のための施策の要点

令和 8 年 6 月
神奈川県産業労働局

神奈川県では、中小企業の振興に関する施策の一環として、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の趣旨に基づき、全庁を挙げて、県内中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めています。

そこで、国において、令和 8 年 4 月 21 日に閣議決定された「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じて以下のとおり定め、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保・増大に努めることとします。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1) 官公需情報の提供の徹底

ア 個別発注情報の提供と説明

- ① 物品（物件）、役務及び工事（以下「物品等」という。）の発注に当たっては、条件付き一般競争入札案件等の発注見通し、入札結果情報等の中小企業・小規模事業者への提供を行なうこと。
- ② 物品等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めること。
- ③ 官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段等により提供するなど、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するよう努めること。

イ 官公需に関する相談体制の整備

- ① 官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上及び「働き方改革」への対応に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続、契約の仕組み等について情報を提供するとともに、価格転嫁等に関する相談に応じるため、主な発注機関に官公需相談担当者を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談が円滑に行われるよう努めること。
- ② 「地方公共団体の官公需における中小企業等からの相談体制の構築等について（通知）」（令和 7 年 4 月 18 日付け総行行第 162 号総務省自治行政局行政課長通知）に基づく、官公需における価格転嫁等に関する相談窓口を産業労働局総務室に設置し、中小企業等から相談があった際は、官公需相談担当者へ連絡し、官公需相談担当者は相談に応じるものとする。

(2) 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫

ア 分離・分割発注の推進

- ① 物品等の発注に当たっては、調達を費用対効果において優れたものとする等々を十分検討（公正性についての検討を含む。以下同じ。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割する等、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること。
- ② 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点か

ら、適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、こうした要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めること。

イ 適切な納入条件等の設定

- ① 物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないこと。
- ② 物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めること。

ウ 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めること。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めること。その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めること。

エ 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

中小企業庁の証明に基づく官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに、同組合を始めとする事業協同組合等を積極的に活用することにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めること。

オ 同一資格等級区分内の者による競争の確保

指名競争入札等を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めること。また、一般競争入札の場合についても同様の配慮を払うこと。

(3) 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

ア 技術力等のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

物品（物件）及び役務の発注に当たっては、技術力や創意工夫のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めること。

また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努めるものとする。

イ 地元の中小企業・小規模事業者等の積極活用

県内中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大に努めるとともに、出先機関においては、地元中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大に努めること。

ウ 中小建設業者に対する配慮

- ① 中小工事の早期発注等により施工時期の平準化を図ることによって、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めること。
- ② 価格以外の技術的要素を含めて総合的に評価する総合評価方式を拡充するよう努めることとし、さらに、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工ができるよう工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めること。
- ③ 公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるとともに、社会貢献企業や優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札制度（インセンティブ発注）や、いのち貢献度指名競争入札制度について、積極的に活用するに努めること。地域における公共工事の担い手が確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争入札に必要な資格、公共工事等の規模等を適切に定めるものとする。
- ④ 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。
- ⑤ 発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術等及び受注が可能な者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることを留意すること。

エ 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めること。

オ 中小石油販売業者に対する配慮

県との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めること。

また、原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。

カ 創意工夫のある中小企業・小規模事業者・ベンチャー企業の参入への配慮

- ① 物品（物件）及び役務の発注に当たっては、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性を考慮し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図る

よう配慮に努めること。

- ② 既存の手法では解決が難しい社会課題に対する取組については、ベンチャー企業が提供可能な新技術及び新サービスを産業労働局との連携のもと調査・確認し、試行としての少額による随意契約や、プロポーザル方式を活用した発注などを積極的に検討すること。

キ 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めること。

また、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応すること。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、発注者の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めること。

(4) 適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進

ア 適切な予定価格の作成

役務及び工事等の発注に当たって予定価格を作成する際は、以下の点について確認を行い、予定価格の算定上、必要と認められる要素が反映されていない場合には、確実にこれを反映するものとする。

- ・市場調査の結果や各種統計等の最新の実勢価格
- ・契約期間中に通見込まれる価格変動
- ・最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）
- ・需給の状況等による、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）を含む）の価格変動
- ・消費税及び地方消費税の負担等

なお、ビルメンテナンス業務に係る予定価格の作成に当たっては、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するものとする。

イ 最低制限価格制度の適切な活用等

特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、最低制限価格制度を活用するほか、低入札価格調査基準を下回る価格により落札した者と契約する場合においては、入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意すること。

ウ 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金

額の改定を踏まえた予算を確保し、上記アに掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知すること。

- ② 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮すること。
- ③ さらに、契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮すること。

エ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

- ① 公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応すること。
特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくこと。
- ② 主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意すること。
- ③ 価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、県等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況の評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し、少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。
- ④ 物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応すること。

オ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意すること。

(5) 新規中小企業者への配慮

- ① 斬新な発想や技術を有するスタートアップ・ベンチャー企業が含まれ得る新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）の受注機会の増大を図るため、役務及び工事等における一般競争入札やプロポーザル方式等の競争的手続きを経る際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮すること。

と。

- ② 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先を含めるよう努めること。併せて、見積先が固定しないよう、小企業者を含む小規模事業者や実績が少ない新規中小企業者にも配慮すること。

(6) 中小企業者・小規模事業者の「働き方改革」に対する配慮

中小企業者・小規模事業者が「働き方改革」に対応するため、労働時間の短縮や労働条件の改善ができるよう、納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保など、発注・契約条件の工夫を通じて配慮すること。

2 官公需に係る施策の推進

- (1) 関係各機関、法人、団体等に対し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための施策の周知徹底に努めること。
- (2) 施策の推進に当たっては、予算の適正な執行、官公需契約の透明性・公平性の確保に留意すること。
- (3) 官公需確保対策地方推進協議会において、官公需の発注の際に留意する事項を共有すること。